

高知県公報

発 行
高 知 県
高 知 市 丸 ノ 内
一 丁 目 2 番 20 号
発 行 日
毎 週 2 回
(火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ペー ジ
◎高知女子大学学則の一部を改正する規則	1
◎高知短期大学学則の一部を改正する規則	1
◎高知女子大学大学院学則の一部を改正する規則	1
◎高知県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○高知県議会定例会の招集 (財 政 課)	1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	2
○道路の区域変更(6件) (道 路 課)	2
○道路の供用開始(3件) (")	3
公 告	
○市町村営土地改良事業の施行の適否決定(2件) (農業基盤課)	4
○建設業法による処分 (建設管理課)	4
○都市計画の決定の図書の縦覧 (都市計画課)	4
○都市計画の変更の図書の縦覧 (")	4

規 則

高知女子大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年2月15日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第2号

高知女子大学学則の一部を改正する規則

高知女子大学学則(昭和31年高知県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「第69条第1号から第5号まで」を「第150条第1号から第5号まで」に改める。

第10条第1項第4号中「第82条の10」を「第132条」に改め、同項第6号中「第70条の7第2項」を「第161条第2項」に改め、同項第7号中「第92条の3」を「附則第7条」に改める。

第11条第5項中「その理由が止んだ」を「休学の期間中において病気その他の理由がなくなった」に改め、同条に次の1項を加える。

7 休学の期間が満了したときは、学生は、復学するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年2月15日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第3号

高知短期大学学則の一部を改正する規則

高知短期大学学則(昭和31年高知県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第38条第2号中「第82条の10」を「第132条」に改め、同条第5号中「第70条第2項第5号」を「第155条第2項第5号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知女子大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年2月15日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第4号

高知女子大学大学院学則の一部を改正する規則

高知女子大学大学院学則(平成10年高知県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「第68条の2第4項」を「第104条第4項」に改め、同項第5号中「第70条第1項第4号」を「第155条第1項第4号」に改め、同項第6号中「第70条第1項第5号」を「第155条第1項第5号」に改め、同項第7号エ中「第70条の6第3号」を「第160条第3号」に改める。

第8条第1項第4号中「第70条の2第3号」を「第156条第3号」に改め、同項第5号中「第70条の2第4号」を「第156条第4号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年2月15日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第5号

高知県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

高知県内水面漁業調整規則(昭和44年高知県規則第36号)の一

部を次のように改正する。

第30条の表中「吾川郡春野町西畑」を「高知市春野町西畑」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第78号

高知県議会定例会を、平成20年2月22日に高知県議会議事堂に招集する。

平成20年2月15日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第79号

高知市鏡敷ノ山及び鏡柿ノ又の各一部地区、土佐市谷地の一部地区、宿毛市平田町戸内の一部地区、安芸郡安田町唐浜及び瀬切の各一部地区並びに中里地区、吾川郡いの町小川柳野の一部地区、同郡仁淀川町楮原地区並びに高岡郡四万十町見付の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成20年2月15日
高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 高知市
- (2) 土佐市
- (3) 宿毛市
- (4) 安田町
- (5) 吾北村
- (6) 仁淀川町
- (7) 窪川町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 高知市鏡敷ノ山及び鏡柿ノ又の各一部
平成17年度及び平成18年度
- (2) 土佐市谷地の一部
平成17年度及び平成18年度
- (3) 宿毛市平田町戸内の一部
平成16年度から平成18年度まで
- (4) 安芸郡安田町唐浜及び瀬切の各一部並びに中里
平成16年度及び平成17年度
- (5) 吾川郡いの町小川柳野の一部
平成10年度及び平成11年度
- (6) 吾川郡仁淀川町楮原
平成16年度から平成18年度まで
- (7) 高岡郡四万十町見付の一部

平成14年度及び平成15年度
高岡郡四万十町見付の一部
平成15年度及び平成16年度

3 成果の名称

- (1) 高知市地籍図及び地籍簿
- (2) 土佐市地籍図及び地籍簿
- (3) 宿毛市地籍図及び地籍簿
- (4) 安田町地籍図及び地籍簿
- (5) 吾北村地籍図及び地籍簿
- (6) 仁淀川町地籍図及び地籍簿
- (7) 窪川町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成20年2月15日

高知県告示第80号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知市地京谷（2）

- (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高知市神田字地京谷	273-9
2	〃 〃 字奥地京谷	2733-496
3	〃 〃 〃	2380-1
4	〃 〃 〃	2379
5	〃 〃 〃	〃
6	〃 〃 〃	2377-1

- (2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線及び標柱6と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年2月15日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町上八川上分字南6184番1から 吾川郡いの町上八川上分字南6192番1まで	A	4.2 } 10.5	117
	B	3.2 } 11.0	342
吾川郡いの町上八川上分字東深谷6329番1から 吾川郡いの町上八川上分字深谷11383番まで	前 C	5.0 } 18.0	87
	D	3.3 } 16.0	431
吾川郡いの町上八川上分字ヲモヤ11759番地先から 吾川郡いの町上八川上分字ヨコアレ5437番2まで	E	10.0 } 53.0	771

吾川郡いの町上八川上分字ヲモヤ11759番地先から 吾川郡いの町上八川上分字ヨコアレ5435番1まで	後	10.0 } 53.0	771
---	---	-------------------	-----

高知県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年2月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村和田字立原西地山741番1から 安芸郡北川村和田字槇ノ谷742番43まで	前	5.8 } 9.1	239
	後	14.5 } 29.0	239

高知県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年2月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重倉笠ノ川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	前	5.0 } }	54

南国市白木谷字市ノ瀬767番1		9.5	54
	後	9.0	
		10.0	

高知県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成20年2月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大用大方
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町加持字下モ喜平畑4206番2から幡多郡黒潮町加持字口喜平畑4207番10まで	前	3.2 }	67
	後	5.4	
	後	3.6 }	67
		38.6	

高知県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成20年2月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岡本大方
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町馬荷字キチボリ山3899番1から	前	4.0 }	64

幡多郡黒潮町馬荷字キチボリ山3898番1まで		13.0	
幡多郡黒潮町馬荷字キチボリ山3898番3から幡多郡黒潮町馬荷字キチボリ山3898番1まで	後	6.0 }	64
		51.0	

幡多郡黒潮町御坊畑字上ウツゲジリ1006番1	前	3.8 }	55
	後	5.0	
	後	24.5 }	55

幡多郡黒潮町御坊畑字下モカンバタ499番1から幡多郡黒潮町御坊畑字サデバ1057番1まで	前	3.0 }	137
	後	8.4	
	後	5.0 }	137
		13.2	

幡多郡黒潮町御坊畑字ナカマヤシキ853番1から幡多郡黒潮町御坊畑字タクボ854番1まで	前	3.0 }	72
	後	9.0	
	後	5.0 }	72
		9.0	

高知県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成20年2月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 葦ヶ峠文丸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡檮原町坪野田179番1から高岡郡檮原町坪野田180番1まで	前	6.4 }	3
	後	10.4	
	後	6.4 }	3
		10.4	

高知県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成20年2月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡北川村和田字立原西地山741番1から安芸郡北川村和田字槇ノ谷742番43まで	239	平成20年2月15日

高知県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成20年2月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重倉笠ノ川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

南国市白木谷字市ノ瀬767番1	54	平成20年2月15日
-----------------	----	------------

高知県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年2月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大用大方
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡黒潮町加持字下モ喜平畑4206番2から幡多郡黒潮町加持字口喜平畑4207番10まで	67	平成20年2月15日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第8条第1項の規定により、津野町を行う土地改良事業（津野地区中山間地域総合整備事業（区画整理））の施行は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 市町村営土地改良事業計画書の写し
 - (2) 条例の写し
- 2 縦覧期間
平成20年2月15日から同年3月14日まで
- 3 縦覧場所
津野町役場
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第8条第1項の規定により、津野町を行う土地改良事業（津野地区中山間地域総合整備事業（用排水路））の施行は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 市町村営土地改良事業計画書の写し
 - (2) 条例の写し
- 2 縦覧期間
平成20年2月15日から同年3月14日まで
- 3 縦覧場所
津野町役場
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成20年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 処分をした年月日
平成20年2月5日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社仙頭建設
室戸市吉良川町乙1936番地2
代表取締役 高崎 誠人
高知県知事許可（般-17）第4339号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項第2号の規定による許可（土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業及びびゅうせつ工事業に関する一般建設業の許可）の取消し
- 4 処分の原因となった事実
有限会社仙頭建設の取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）違反で、懲役1年（3年間刑の執行猶予）及び罰金50万円の刑が確定している（確定日：平成19年12月20日）ことが判明した。
このことは、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により四万十市から都市計画の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成20年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
中村都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の決定
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び四万十市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成20年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画道路（3・4・67号曙町西横町線）の変更
高知広域都市計画地区計画（鷹匠町地区計画）の変更
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び高知市役所